

令和元年度 第17回庁議要旨

日時：令和元年12月9日（月）
午前9時～午前10時15分
会場：庁議室

[審議事項]

1 令和元年台風第19号に伴う障害福祉サービス等利用者負担額の免除について（福祉部）

令和元年台風第19号による災害について、同年10月12日に災害救助法が適用され、被災者に係る障害福祉サービス等の利用料については、同年10月16日付で厚生労働省より、災害により利用料の支払いが困難である場合は、市町村の判断により利用料を免除することができる旨の通知があった。

障害福祉サービス等の利用者負担額を免除することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合は、障害福祉サービス等利用者負担額を免除する（※食費及び居住費等は該当しない）。

① 免除対象者の要件

- ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる損害を受けた場合
- イ 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病又は行方不明である場合
- ウ 主たる生計維持者が業務廃止・休止、失職し現在収入がない場合

② 対象となる障害福祉サービス等

- ア 介護訓練給付費等及び障害児通所給付費等（短期入所や放課後等デイサービス等の利用費）
- イ 自立支援医療費（人工透析等に係る医療費）
- ウ 補装具費（義足や車椅子などの購入費等）
- エ 地域生活支援サービス給付（移動支援や訪問入浴等の利用費等）

③ 免除の実施方法

り災証明書が交付された世帯の対象者に「利用者負担免除決定通知書」を交付し、受領後は障害福祉サービス等事業者に提示することで免除となる。

④ 免除期間

令和元年10月12日から令和2年1月31日まで

⑤ 利用者負担額の還付

令和元年10月12日以降に障害福祉サービス等事業者へ支払済の利用者負担額については、申請により還付する。

(2) 今後の予定

令和元年 12月 令和元年台風第19号に伴う障害福祉サービス等給付費等の利用者負担の免除に関する要綱（公布の日から施行）

2 空家等の適正な管理について（建設部）

全国的な人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等が年々増加し、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。

本市においても、適切な管理が行われていない空家等が安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、空家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されている。

空家等に関する対策の実施について条例を制定し必要な事項を定め、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るもの。

(1) 主な内容

【条例に定める主な内容】

① 空家等対策計画の策定

空家等に関する対策を実施するための空家等対策計画を規定する。

ア 対象地区、空家等の種類及び空家等対策に関する方針

イ 計画期間

ウ 空家等の調査に関すること。

エ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関すること。

オ 特定空家等（※）に対する措置

② 空家等対策協議会の設置

空家等に関する対策計画や方針等を協議するため協議会を設置する。

ア 空家等対策計画の作成及び変更に関する協議

イ 特定空家等の認定に係る審査及び措置の方針等に関する協議

なお、協議会は、学識経験者等の委員10名以内で構成する。

③ 空家等の現地調査及び特定空家等に係る立入調査

④ 特定空家等の所有者等に対する助言及び指導、勧告、命令を行うことができることとし、命令に従わないときは、代執行を行うことができることとする。

※ 特定空家等について

(ア) 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(イ) 著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(ウ) 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態

(エ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市空家等の適正な管理に関する条例の制定について提案（令和2年4月1日施行予定）
- 5月 石巻市空家等対策協議会の設立
- 令和3年3月 空家等対策計画の策定
- 4月 計画に基づく対策の実施

3 市営住宅等の用途廃止に伴う入居者の移転について（建設部）

既存の市営住宅については、平成30年度末において、耐用年数を経過した住戸が約4割を占め、老朽化が著しく住環境の改善が課題となっている。

一方で、復興公営住宅は、平成30年度で整備が完了したが、将来的には空き住戸の発生が予想されている。

市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画を策定し、既存市営住宅から復興住宅等への入居者の移転を進めることにより、居住環境を改善し、市営住宅の管理の適正化を図る。

(1) 主な内容

【市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画（案）】

- ・事業概要：既存市営住宅の用途廃止を行うため、入居者の復興住宅等への移転を計画的に進める。また、移転補償、家賃の激変緩和（※）等の移転促進対策を講ずる。

※激変緩和について

旧家賃を10年間据置き、その後の10年間で段階的に家賃を引き上げることで、21年目で本来の家賃とする。

- ・事業期間：令和2年度～令和26年度

- ・移転対象住戸：

管理戸数1,304戸のうち借上市営住宅31戸を除く1,273戸の入居戸数949戸を対象とする。（令和元年10月末現在）

- ・第1期（令和2年度～令和6年度）：平成30年度において耐用年限を経過した住宅

管理戸数454戸（入居戸数287戸）

- ・第2期（令和7年度～令和10年度）：令和10年度までに耐用年限を経過する住宅

管理戸数119戸（入居戸数85戸）

- ・第3期（令和11年度～令和25年度）：第1期及び第2期以外の住宅

管理戸数700戸（入居戸数577戸）

(2) 今後の予定

- 令和元年12月 市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画を策定、市ホームページに掲載
- 令和2年2月 令和2年市議会第1回定例会に市営住宅条例の一部改正を提案（令和2年4月1日施行予定）
- 市営住宅等の用途廃止に伴う移転等実施要綱の制定（令和2年4月1日施行予定）
- 4月 計画に基づく事業の実施

4 石巻市立病院の標榜診療科目の追加等について（病院局）

平成28年9月の開院当初は、内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科で診療を実施していた。その後、循環器内科や消化器内科、眼科、耳鼻咽喉科、緩和ケア内科及び皮膚科を新設し、医療提供環境を拡充してきたが、循環器内科、消化器内科、緩和ケア内科は内科に内包され、眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科は常勤医が不在であり、応援医師で対応しているため診療体制が流動的であったことなどから、標榜する診療科目の見直しは実施していなかった。

眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科患者数の増加及び応援医師による診療体制の安定化並びに当院における循環器内科、消化器内科及び緩和ケア内科の専門性を周知し、集患対策に繋げる必要性を考慮し、標榜する診療科目の追加及び細分化を行うもの。

(1) 主な内容

診療科目に「循環器内科」等の6科を追加し、12診療科とする。

改正後	現行
内科	内科
<u>循環器内科</u>	外科
<u>消化器内科</u>	整形外科
<u>緩和ケア内科</u>	放射線診断科
外科	麻酔科
整形外科	リハビリテーション科
<u>眼科</u>	
<u>耳鼻咽喉科</u>	
<u>皮膚科</u>	
放射線診断科	
麻酔科	
リハビリテーション科	

(2) 今後の予定

令和2年2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

上記条例改正に伴う関係規則（石巻市病院組織規則等）の一部改正（公布の日から施行）

3月 標榜診療科目の追加及び細分化の実施

[報告事項]

1 令和元年人事院勧告に伴う給与改定等について（総務部）

令和元年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、また、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を0.06月分下回っていたことから、支給割合を0.05月分引き上げ、これを勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分する等の勧告をした。

地方公務員法の給与決定原則に基づいて国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与等についても必要となる改正を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正し、給料表等について、次のとおり改定を行う。

① 給料表の改定（平成31年4月1日に遡及適用）

行政職給料表について、初任給及び30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、平均0.1%の引き上げを行う。

また、医療職及び幼稚園職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については、1号給のみ1,000円の引上げを行う。

※ 再任用職員については、据置きとする。

② ボーナスの改定（令和元年12月1日に遡及適用）

民間の支給割合に見合うよう引き上げることとし、勤務実績に応じた給与推進のため、0.05月を勤勉手当に配分する（期末・勤勉手当支給率：4.45月/年→4.50月/年）。

なお、特別職（市長、副市長、教育長及び市議会議員）及び特定任期付職員の期末手当も0.05月引き上げる（3.35月/年→3.40月/年）。

※ 再任用職員については、据置きとする。

③ 住居手当の改定（令和2年4月1日から施行）

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ（12,000円→16,000円）、最高支給限度額を1,000円引き上げる（27,000円→28,000円）。

なお、この改定により手当額が2,000円を超える減額となる場合は、2,000円を減額の上限とする経過措置（1年間）を講ずる。

④ 改正が必要となる条例

ア 石巻市職員の給与に関する条例

イ 石巻市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例

ウ 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

エ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

オ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

⑤ 参考

《初任給》

（単位：円）

区分	号給（基本）	現給料	改定給料	改定額	改定率
上級（大卒程度）	1級25号給	180,700	182,200	1,500	0.8%
中級（短大卒程度）	1級15号給	161,300	163,100	1,800	1.1%
初級（高卒程度）	1級5号給	148,600	150,600	2,000	1.3%

《給料表改定・モデルケース》

（単位：円）

区分	号給（モデル）	現給料	改定給料	改定額	改定率
主査・主任級	3級17号給	253,800	255,000	1,200	0.5%
主事級	2級18号給	223,400	224,900	1,500	0.7%
主事級	1級28号給	185,700	187,200	1,500	0.8%
労務職	3級26号給	235,400	236,900	1,500	0.6%

※ 上記表は、給料表の改定により差額支給を受けることになる行政職及び労務職の例

※ 原則として4級以上の行政職の職員には改定の影響なし

《ボーナス・12月期総支給額》

(単位：円)

区分	改定前	改定後	改定差額	備考
一般職平均	877,096	896,324	19,228	※45歳・大卒

《一般職の平均的(45歳)な支給額の差額》

(単位：円)

給料差額	ボーナス差額	差額支給額	備考
0	19,228	19,228	※差額支給額から所得税等が控除される。

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会へ石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び
令和元年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を追加提案

2 印鑑登録に係る登録資格の見直しについて(生活環境部)

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づく、成年被後見人等(※)の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法令が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正される旨の通知があったことから、関係条例である石巻市印鑑条例の改正が必要となった。

※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。

(1) 主な内容

石巻市印鑑条例第2条に定める、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

(2) 今後の予定

令和2年 2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市印鑑条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：公布の日)

3 石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施について(教育委員会)

石巻市総合運動公園(セイホクパーク石巻)内の石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコートの冬季(12月～3月)における供用時間については、午前7時から午後6時までとなっているが、夏季(4月～11月)と同様に午後9時までの延長を求める声が寄せられていたことから、夜間利用を行っている団体にアンケート調査を実施したところ、時間延長を希望する回答が多かった。

また、周辺町内会を対象に本件に係る説明会を開催したところ、反対意見は無かった。

冬季の夜間におけるスポーツ環境を整備することにより、スポーツ活動機会の充実と競技力向上を図るもの。

(1) 主な内容

冬季における石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド及びテニスコートの供用時間を現行の午後6時までから午後9時までに試行的に延長するもの。ただし、日曜日及び休日については、夏季においても夜間利用が少ないことから、時間延長は行わず、現行どおりとするもの。

【各施設の供用時間】

区 分		試 行	現 行
石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート	4月 1日～ 11月30日		午前5時～午後9時
	12月 1日～ 3月31日	午前7時～午後9時 (日曜日及び休日： 午前7時～午後6時)	午前7時～午後6時
石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド	4月 1日～ 11月30日		午前5時～日没
石巻トレーニングセンター	4月 1日～ 3月31日		午前9時～午後9時 (日曜日及び休日： 午前9時～午後5時)

(2) 今後の予定

令和元年12月1日 供用時間の延長開始（試行実施）

令和2年 3月以降 規則改正の検討

【その他】

- ・北上地区の成人式会場の変更について（教育委員会）
- ・河南体育センターの休止について（教育委員会）
- ・令和2年度施政方針編成作業日程について（復興政策部）

以 上